ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）派遣業務（東ブロック）

仕様書

**Ⅰ　就業条件等**

1. **業務の目的**

　福岡市立学校に英語のネイティブスピーカーである外国人英語指導講師（以下「ＮＳ」という。）を派遣させ、授業を中心として英語担当教員等の助手としてティームティーチングなどを行う。その中で、児童生徒の「聞くこと」「話すこと」を中心とした実践的コミュニケーション能力を高めさせる。

1. **業務の内容**

　派遣元事業者の業務内容は、次のとおりとする。

　(1) ＮＳの雇用

(2) ＮＳの労務管理

(3) ＮＳの派遣

(4) ＮＳの研修

(5) ＮＳの派遣に伴う事前打ち合わせ

(6) 福岡市における英語教育の改善に向けた助言及び補助

1. **ＮＳの要件**

　ＮＳの要件は、次のとおりとする。ただし、(3)、(4)の要件については、いずれかを満たせばよい。

(1) 日本の学校において英語教育を行うにあたり、適切な就労査証（教育）を取得していること。ただし、就労制限のない査証の取得者である場合（永住者、配偶者が日本人である者等）は、就労査証（教育）と同等（英語により12年間以上の教育を受けている等）の要件を満たすこと。

(2) 英語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、かつ現代の標準的な英語力を備えていること。

(3) 大学卒業程度又はこれと同等程度以上の能力を有すること。

(4) 日本で一定期間の英語講師の経験があり、確実な業務履行が見込まれる者であること。

(5) 日常会話程度の日本語の使用が可能であり、指導内容について教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語力があること。

(6) 日本について関心があり、進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。

(7) 福岡市における教育、特に英語教育に理解や関心があり、児童生徒を指導する技術・資質があること。

(8) 学校教育に携わるのに適した者であること。

(9) 積極的に児童生徒を活動することに意欲があること。

1. **ＮＳの職務内容**

ＮＳは派遣先指揮命令者の指示・指導に従い、次の職務に従事する。

　(1) 小・中・高・特別支援学校の英語及び国際理解教育における指導及び評価の補助

(2) 授業で使用する教材の作成補助

(3) 教員に対する校内研修の補助

(4) 英語及び国際理解教育推進のための校内環境整備の補助

(5) 授業外の学校教育活動への参加及び指導の補助

(6) 英検IBAの傾向把握及び授業での指導

(7)　福岡市スピーチコンテスト（以下「福岡市英語SC」という。）に向けた指導の補助及び協力

①校内予選に向けた指導

②各学校代表者への指導（予選日までに）

③福岡市英語SC予選における審査員

④福岡市英語SCの審査基準策定の補助

(8) 派遣先（教育委員会）主催の研修会への参加

(9) その他、上記業務に付帯する業務及び関連業務

1. **ＮＳの派遣期間**

ＮＳの派遣期間は、令和６年４月８日から令和７年３月24日までとする。

1. **ＮＳの派遣日数及び派遣人数**

(1) ＮＳの派遣日数及び派遣人数は、次のとおりとする。ただし、派遣日数は最大の日数であり、この日数を確約するものではない。

(2) 月ごとの派遣日程は、別紙１「ＮＳ派遣日程表」のとおりとするが、派遣校の学校行事などにより、派遣校の年間行事予定表に準じて別の日に変更となる場合もある。なお、その際は、派遣元事業者と派遣校が協議の上、決定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 東ブロック（114校） |
| 年間派遣日数 | 令和６年４月８日から令和７年３月24日までの間で派遣先が指定する最大178日間 |
| 人数 | 48名 |

1. **代替ＮＳ**

派遣元事業者の都合により当日担当予定のＮＳが業務を遂行できない場合は、派遣元事業者は代替のＮＳにより業務を遂行することができる。また、当日に代替のＮＳにより業務の遂行ができない場合は、派遣元事業者と派遣校が協議の上、別の日に補填することができる。この場合において、ＮＳの派遣にかかる全ての責任は、派遣元事業者が負うものとする。

1. **業務を実施しない日**

　　次に掲げる日は、原則として業務を実施しない。

　(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号第２条）に掲げる祝日※ただし、休日等に学校行事等を行う場合は、その限りではない。

(2) 令和６年４月1日から令和６年４月７日まで

(3) 令和６年８月1日から令和６年８月26日まで

(4) 令和６年12月24日から令和７年１月６日まで

(5) 令和７年３月25日から令和７年３月31日まで

1. **ＮＳの勤務時間**

ＮＳの一日の勤務時間及び勤務時間の割振りは、原則、次のとおりとし、授業は最大６時限行う。

(1) 別紙1「令和６年度ＮＳ配置日程表」にある日程以外に学校行事等で就業させることがある場合については、あらかじめ振替休日を設けることとする。

(2) 学校長は、午前10時から午後３時までの間に60分間の休憩時間を定め、ＮＳへ休憩時間を与えるものとする。

(3) 勤務の時間は以下の表に定めるＡを基本とし、業務等の必要がある場合に限り、ＢをＮＳの勤務時間とすることができる。なお、Ｂを設定する場合は、派遣先責任者が派遣元事業者へ事前通知するものとする。以下の表に定める時間以外に就業させることのできる時間帯は設定できない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勤務パターン | 勤務時間 | 勤務時間の割振り（休憩時間を含む） |
| Ａ | ７時間 | 午前８時30分から午後４時30分まで |
| Ｂ | ７時間 | 午前９時から午後５時まで |

1. **報告**

派遣元事業者は、業務遂行月の翌月10日までに、以下に示す業務の報告書を派遣先（教育委員会）に提出するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 様式１-１　 | 派遣先管理台帳 |
| 様式１-２ | ＮＳ出勤簿（ＡＴＴＥＮＤＡＮＣＥ　ＳHＥＥＴ） |
| 様式２ | ＮＳ活動実績報告書 |
| 様式３ | ＮＳ労働時間集計表 |

1. **契約金額の支払い**

(1)契約金額の支払いは月ごとの実績払いとし、1時間あたりの契約単価に１月の実績時間の合計を乗じて算出した金額を支払うものとする。

(2)天災・疫病等で前日までに派遣日の振替を発注者が依頼する場合は、派遣日に代えて調整日に派遣し、派遣した調整日が属する月にその費用を請求することとする。また、派遣日当日に天災・疫病等受注者の責に寄らず、やむを得ず勤務することができない場合はその費用を請求できることとする。

1. **派遣場所**

(1) 派遣労働者が労働に従事する場所は福岡市教育委員会（福岡市中央区天神１－８－１）とし、組織単位は別紙２に記載の福岡市立学校とする。

(2) 派遣される学校について、教育効果の観点からＮＳの入替はしないよう可能な限り配慮する。

1. **ＮＳの質の向上**

派遣元事業者は、業務が円滑に履行できるように、勤務時間外にＮＳに対し、指導等についての研修を定期的に行うなど、ＮＳの資質の維持、向上に努めるものとする。

1. **ＮＳが利用することができる派遣先の施設等**

　派遣校は、派遣校が雇用する一般の教職員が利用する職員室等の学校施設やロッカー等の備品等を、ＮＳが利用することができるよう便宜供与をするものとする。

1. **安全及び衛生に関する事項**

派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から第47条の２までの規定により、課された各法令を遵守し、自己に課された法律上の責任を負うものとする。

**Ⅱ　その他の事項**

1. **ＮＳの届出**

(1) 派遣元事業者は、ＮＳの候補者が決定したら、事前に派遣先（教育委員会）に派遣法第35条に基づく派遣労働者の通知等を行い、ＮＳの要件について確認を得るものとする。

(2) また、諸事情により、ＮＳを変更する必要が生じた場合は、必ず派遣先（教育委員会）に事前に通知するものとする。

1. **ＮＳに関する金銭の負担等**

(1) ＮＳが派遣校及び派遣先（教育委員会）が指定する場所へ赴く場合は、原則として公共交通機関を利用することとする。

(2) また、その際の交通費、出張旅費、保険など、ＮＳに対する金銭等の一切の負担は、派遣元事業者の負担とする。

1. **ＮＳに対する社会保険等の適用等**

　　　派遣元事業者は、ＮＳの雇用に当たっては、労災保険、雇用保険、厚生年金、健康保険等社会保険の適用について遺漏のないようにすることとし、適切に対応すること。

1. **労務管理等**

(1) 派遣元事業者は、派遣先とＮＳとの間に雇用関係が存在しないことを確認の上、ＮＳの労務・定期健康診断（胸部レントゲン撮影を含むこと）・日常生活全般の指導管理について、雇用主として責任を負うこととする。

(2) 派遣元事業者は、雇用主としてＮＳの安全衛生に係る措置を実施するよう努めるものとする。

1. **協議の実施**

(1) 派遣元事業者は、適正な派遣業務履行に必要な打ち合わせを派遣先（教育委員会）と随時行うこととする。

(2) 派遣日の初日については、ＮＳが派遣校を訪問し、打ち合わせを行うものとする。なお、本市ＮＳ未経験者等について、派遣元事業者が随行の上、当該ＮＳと派遣校を訪問し、打ち合わせを行うものとする。

1. **不測の事態が生じた場合**

(1) 派遣元事業者は、不測の事態が生じた場合、直ちに派遣先（教育委員会）に報告するものとする。

(2) 派遣元事業者は、不測の事態に速やかに対処し、授業等に支障をきたさないようにするものとする。

(3) その他問題が生じる場合も同様とし、派遣元事業者と派遣先（教育委員会）が協議の上、あらかじめ定めておくものとする。

1. **損害の負担**

ＮＳ等に生じた損害若しくはＮＳ等が派遣先及び第三者に及ぼした損害は、全て派遣元事業者が負担するものとする。ただし、派遣先に起因する理由の場合はこの限りではない。

1. **その他**

(1) 派遣元事業者は、契約に際し、労働派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により派遣先（教育委員会）に提出するものとする。

(2) 本業務の履行に当たって得た業務の成果についての発表は、派遣先（教育委員会）の承認を受けた場合を除き、禁止する。